

第5回仙台市いじめ防止基本方針策定委員会議事録

2013.3.17 17:30～ 東二番丁仮庁舎 第1会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 協議 進行 関口委員長

(1) 本日の配布資料等について事務局説明

・事務局より

資料1については、パブリックコメントを基に、委員の皆様の見解を踏まえた修正版です。アンダーラインの部分については、加筆した箇所、見え消しの部分については削除箇所、ゴシックの部分については強調箇所を示しています。既に委員の皆様には資料を送付し、一読いただいておりますので、細かい内容等の説明は割愛させていただきます。本文中の「いじめ対応マニュアル」を「いじめ防止マニュアル」と変更させていただきますので、資料の訂正をお願いします。訂正箇所は全部で4か所（9頁，10頁，14頁，16頁）あります。

資料2については、仙台市議会平成26年第1回定例会本会議における質疑について、市民教育委員会における質疑について、予算等審査特別委員会における質疑についての内容となっております。

・関口委員長

事務局より提示された資料1，2についての質問等があればお願いします。

・事務局（学校教育部長）より補足説明

前回の委員会で説明させていただきましたが、第1回の仙台市議会の方に条例案を提案しており、条例案が議決された場合に、条例上の名称を基本方針の中にも使わせていただきたいと説明しておりました。先般の議会で議決いただきました。それに従い、資料1の2頁にアンダーラインで示していますが、「仙台市いじめ問題対策連絡協議会」、「仙台市いじめ専門委員会（法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関）」、「仙台市立学校いじめ防止対策委員会（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）」、「仙台市いじめ問題再調査委員会（重大事態の再調査を行う市長の附属機関）」という名称に変わっております。また7頁の仙台市いじめ問題専門委員会の構成について、「弁護士，精神科医，学識経験者・・・」となっておりますが、条例を作る際には、具体的な職業を表記するのではなく、アンダーラインで示しているように「教育，法律，医療，心理，福祉等について専門的な知識及び経験を有する者（弁護士，精神科医など）」と表記するのが一般的であることから、この表記としています。8頁，18頁，19頁，22頁，23頁も同じような考え方で整理しています。

4頁のいじめの理解の部分について、前回のパブリックコメントにおいて、「構造上の問題」を分かりやすくした方がいいという意見を受けて、事務局案を提示しましたが、各委員より様々な意見が出されましたので、今回改めて「学級や部活動の所属団体の構造上の問題（例えば仲間意識に起因する排他性，集団内での人間関係の序列化）」と修正して、案を示しております。事務局からの補足は以上です。

・関口委員長

まず資料1について事務局の説明について、質問等をお願いします。

- **堀越委員**

7頁「仙台市いじめ防止対策連絡協議会」となっているが、「仙台市いじめ問題対策連絡協議会」の誤植ではないでしょうか。

- **事務局（学校教育部長）**

ご指摘のとおりです。

- **関口委員長**

他にありませんか。なければ資料2について、質問はありますか。

本日は委員会として、仙台市いじめ防止基本方針を確定するということとなります。全体を通してご意見等をいただきたいと思います。

- **斎藤委員**

再調査委員会の部分についてです。記載の部分は8頁と22頁ですが、1つの文章が長くなっており、例えば法律に基づき、何を設置するという表記になっているが、後の文章のどこに係るのかが、分かりにくくなっているように思いますので、文章を工夫してはどうかと思います。

23頁の再調査委員会について、「調査により明らかになった事実関係・・・説明を行う」となっている文章ですが、再調査により明らかになるということが前提になっている表記が気になります。

- **関口委員長**

前段については、具体的にどう文章をしたら良いのか、指摘した方が分かりやすいかと思います。

- **斎藤委員**

8頁は「法第30条第2項に基づき」の部分を「調査を行うものとし」の前に持ってきてはどうでしょうか。また「法第28条第1項による・・・設置する。」まで長文になっているため、途中の「調査を行うものとする。」と一旦文章を切り、「再調査はいじめ問題再調査委員会により実施することとし、当該委員会は市長の附属機関として条例により設置する」としたらどうか。

22頁に書かれている内容は既に8頁で書かれている内容でもあるため、重複している部分は整理した方が分かりやすくなるのではないかと思います。

- **関口委員長**

分かりやすくした方がいいのではないかといいことでしたが、8頁に関しては、少し工夫も必要なかと思います。事務局としてはいかがでしょうか。

- **事務局（学校教育部長）**

8頁の文章が長いという点で、工夫が必要かと思いますが、「法第30条第2項」は市長が必要と認めるときに調査を行うものとするところにかかるため、「調査を行うものとし」の前におく場合、意味がわかりにくくなるのではと考えます。22頁の重複するという点については、「3.重大事態の対処」という括りの中でこの方がわかりやすく読めるのではという意図がありました。さらに工夫して検討したいと思います。

- **関口委員長**

事務局で検討していただければと思います。また、23頁の「調査により明らかになった事実関係や・・・説明を行う」再調査により明らかになるということが前提となる表記について

は、委員の皆様はどうお考えでしょうか。

・齋藤委員

23頁の「調査により明らかになった事実関係や再発防止策について」を削除してもいいのではないかと思います。

・事務局（学校教育部長）

再調査委員会は教育委員会の附属機関の調査が、更に調査が必要であると市長が判断した場合に調査を行うとなっております。調査の結果新たな事実がなかったという場合もあるかもしれませんが、ここでは、その結果をいじめを受けた児童生徒とその保護者に説明するというところに力点を置いているものです。

・関口委員長

調査により明らかになったことの中には、「更に明らかになった事実はない」ということも含めるという解釈もできると思いますが、いかがでしょうか。（委員了承）では他にありますか。

・堀越委員

9頁3行目の「市教育委員会独自の人権資料」を「市教育委員会作成の人権資料」に変えた方がよいのではないかと思います。

・事務局（学校教育部長）

9頁下段にも「市教育委員会作成のいじめ防止マニュアル」となっておりますので、統一するという意味でもご指摘のとおり修正したいと思います。

・堀越委員

8頁では「利害関係を有しない者（第三者）」となっており、19頁13行目では「専門的な知識及び経験を有する第三者」となっている。22頁下から7行目も同様である。この部分を統一する必要があるのではないかと思います。

・関口委員長

7頁、下から3行目や8頁で「利害関係を有しない者（第三者）」と説明しているので、819頁、22頁はまとめた、意味は違っていないということになると思いますが、よろしいでしょうか。他にありますか。

・関口委員長

事務局扱いになった点もいくつかありましたが、その点については事務局に一任することによろしいですか。

・委員

了承

・関口委員長

大きな内容の変更はなく、文言の整理や意味の明確化などについて、丁寧に議論いただきました。ありがとうございました。

では、仙台市いじめ防止基本方針策定委員会としての最終案として、よろしいでしょうか

・委員

了承

・関口委員長

これまで5回にわたり協議いただきありがとうございました。国の基本方針に基づいて作成

することになりましたが、今後、仙台市いじめ問題専門委員会等の組織に、どのように魂が吹き込まれていくのか関心があります。今後の推移を見守っていきたいと思います。

・ **高橋副委員長**

今後、各学校で基本方針が作成され、現場の先生方と子ども、保護者との関係の中で、子供たちの学校生活がより良いものとなるように望んでおります。

・ **関口委員長**

今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

・ **事務局**

本日整理した基本方針案については、市としての手続きを経て策定し、今月末までには、各学校、関係機関等へ通知していきたいと考えています。また市民に対しては市のHPにてパブリックコメントの意見を併せて掲載し、広報していく予定でいます。パブリックコメントに対する考え方については、委員の皆様からの意見を含めて事務局にて検討、判断し最終的に掲載させていただきますことをご了承ください。

・ **関口委員長**

今の流れでよろしいですか。本日の議論をもちまして、仙台市いじめ防止策定委員会を終了します。委員の皆様ありがとうございました。

4 その他

・ 本日の議事録につきましては、これまで同様、未定稿を各委員の皆様へ送付しますので、修正箇所等があった場合には、事務局までお知らせください。確認後、確定稿を送付します。

5 閉会の挨拶

6 閉会